

外国人観光客 MERS 安心保険

- イ. 保険名 : 外国人観光客 MERS 安心保険
- ロ. 適用時期 : 2015. 6. 22~2015. 9. 21 (3 ヲ月)
- ハ. 適用対象 : 観光目的で入国した外国人 (VISA 基準就業、永住及び乗務員除外)

▲ 除外対象 : 添付資料を必ず参照

- ニ. 加入手続き : 入国時、自動加入 (別途の手続きなし)

- ホ. 補償内容 :

▲入国日から 20 日以内に MERS 確診断判定 : 500 万ウオンの治療補償金支給

▲確定診断日から 20 日以内に死亡時 : 1 億ウォン死亡補償金支給

- ヘ. お問い合わせ及び受付 : 韓国旅行業協会インバウンドチーム

▲ソ・デフン部長、キム・アヨン代理、ホ・ビョンソン社員

▲TEL. +82-2-6200-3904、3923、3910

※ 訪韓外国人在留資格のうち、就業、永住及び乗務員（航空・港湾）の場合、被害補償の対象から除外されることをお知らせ致します。（短期訪問（短期商用等）の場合は、適用対象）

- ①入国前 14 日以内に中東地域を訪問した場合、または国内出国後、確定診断日までの間に、中東地域を訪問した場合
- ②外国人観光客が入国前に MERS 感染が確定診断されているか、感染の可能性により隔離対象者に分類されている場合
- ③保障対象者（外国人観光客）またはその家族の故意による感染
- ④外国人観光客に発生した MERS が入国日基準で国内でいまだ発生していない病種及び変異したウイルスである場合
- ⑤国内の出入国管理事務所の入国許可を受けていないなどの、正常な手続きで入国していない外国人に発生した場合
- ⑥政府で公式発表*した MERS 発生医療機関（MERS 患者発生及び経路機関）を訪問した場合

*外国人観光客の医療機関訪問日基準

※ 用語の定義

1. 中東地域：中東地域は、アラビア半島及びその近隣諸国

- － バーレーン、イラク、イラン、イスラエル、ヨルダン川西岸、ガザ地区、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンなど